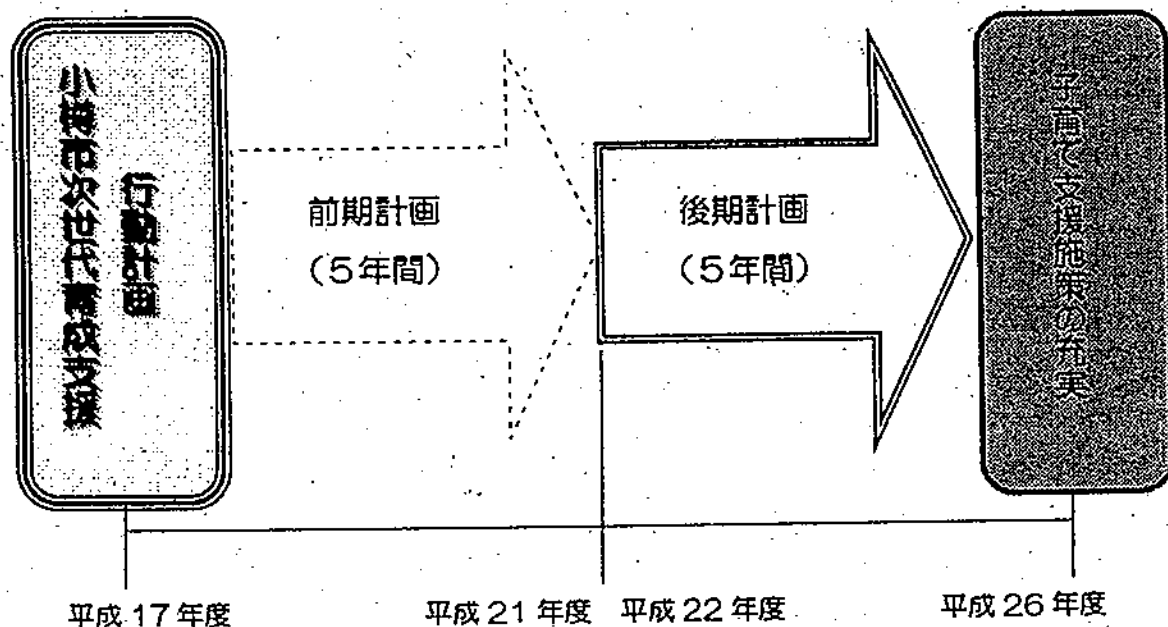


小樽市次世代育成支援行動計画 ～ おたる子育てプラン ～ (後期実施計画) 平成 22 年 3 月

この計画は、次世代育成支援対策推進法により、国・北海道・すべての市町村において、平成 17 年度から 10 年間を計画期間として策定を義務付けられた計画であり、小樽市がそれまで子育て支援の基本方針としてきた「小樽市児童育成計画(エンゼルプラン)」を発展的に引き継ぐ計画として策定しました。平成 17 年度から平成 21 年度までの5年間を前期計画、平成 22 年度から平成 26 年度までの5年間を後期計画と位置づけており、この後期計画では、「第3部 基本計画」において 10 年間の基本的方向を、「第4部 後期実施計画」においては、「前期実施計画」に引き続き取り組むべき具体的施策を記載しました。なお、行動計画の推進にあたっては、年度ごとに計画の実施状況を点検していくこととします。



第4部

後期実施計画

—平成22年度～平成26年度—

第 4 部 後期実施計画 ー平成 22 年度～平成 26 年度ー

基本方針 (1) 地域における子育て支援の推進

【基本施策 ア 地域における子育て支援サービスの充実】

《具体的施策》

(ア) 子どもの自宅、支援する人の自宅などの居宅、又は保育所や幼稚園などの施設において、子育て家庭を支援する事業を行います。

一時保育事業

保護者のパート勤めや病気、冠婚葬祭、育児疲れの解消などの理由により、一時的な保育サービスを行います。

〈平成21年度〉 ◇認可保育所3か所、認可外保育施設7か所で実施 (★注1)

〈後期計画〉 ◇実施保育所の拡大

放課後児童健全育成事業 (★注2)

放課後家に帰っても保護者が仕事などで家庭にいない子どもを学校の余裕教室などで預かり、遊びなどを通して生活習慣を養うとともに、子どもの安全を図ります。

〈平成21年度〉 ◇放課後児童クラブを市内小学校27校のうち25校、小樽聾学校及び余市養護学校の児童を対象に実施

◇特別支援学級児童の受入れ(開設全校対象)

◇特別支援学級、小樽聾学校及び余市養護学校の児童は4年生まで延長して受入れ

◇土曜日開設場所 通年～8か所 4、5月～5か所

◇土曜日、三期休業期間の開始時間 8:30～

◇学校行事振替休日等の開設

〈後期計画〉 ◇事業の継続と充実

◇土曜日開設場所の拡大

幼稚園の保育サービス

幼稚園において、通常時間外に預かり保育の充実を図ります。

〈平成21年度〉 ◇園児数・保育料などの実態調査を実施

〈後期計画〉 ◇実施幼稚園の継続の要請

母子訪問指導事業

〈平成21年度〉 ◇出産を控えた妊婦の健康管理や出産後の母の育児不安軽減を図るため、支援が必要な家庭を継続的に訪問し、相談・指導などを実施

〈後期計画〉 ◇事業の継続

(★注1) 認可外保育施設

認可外保育施設とは、乳児又は幼児の保育施設で、公的な認可を受けていない施設です。

サービス内容や利用料は保育施設によって異なりますが、様々な保育ニーズに応じてそれぞれ独自の運営がなされています。この計画では、不特定の0～5歳児を受け入れる保育施設を指しています。

(★注2) 放課後児童健全育成事業

小樽市においては「放課後児童クラブ」、一般的には「学童保育」と呼ばれているものです。

現在、小学校施設22か所と勤労女性センター、いなきた児童館、塩谷児童センターに開設されています。

ファミリーサポートセンター事業 (★注3)

「育児の援助を受けたい人(依頼会員)」と「育児の援助を行いたい人(提供会員)」が、お互いに地域の中で助け合いながら子育てをする会員制の援助活動事業を行います。

- 〈平成21年度〉 ◇実施民間事業者より実態を聴取
◇他市の実施状況を調査
- 〈後期計画〉 ◇ファミリーサポートセンターの開設

病児・病後児保育

保育所に通っている子どもなどの病気又は病気回復期に、看護師や保育士が病院など施設の専用スペースで一時的に保育サービスを行います。

- 〈平成21年度〉 ◇未実施
- 〈後期計画〉 ◇1か所開設

(イ) 地域の子育て家庭のための交流の場の開設や育児に関する相談に応じるため、必要な情報の収集、提供や助言を行います。

地域子育て支援センター事業 (★注4)

センターの開設

- 〈平成21年度〉 ◇設置か所数 2か所
- 〈後期計画〉 ◇設置か所数の拡大について検討

育児についての相談指導

- 〈平成21年度〉 ◇電話、メール、面接での子育て家庭に対する相談を実施
- 〈後期計画〉 ◇事業の継続

子育てサークル等の育成・支援

- 〈平成21年度〉 ◇子育てサークル代表者会議の開催、「親子であそぼう!」「すくすくひよこくらぶ」等の育成カリキュラムの実施、子育てサークルへの出張活動や物品貸出の実施など子育てサークルの育成・支援を実施
- 〈後期計画〉 ◇事業の継続と充実

子育て支援ニュースの発行

- 〈平成21年度〉 ◇子育て支援センターにおいて、子育て講座・イベント・子育てサークル・絵本紹介や保育所開放のお知らせなどの子育て関連情報を「子育て支援ニュース」として毎月発行
- 〈後期計画〉 ◇事業の継続と内容の充実

(★注3) **ファミリーサポートセンター事業**

有料ですが、ボランティアの要素の強い相互援助グループ活動であり、次のような場合に利用されています。

- ・保育所、幼稚園の開始前や終了後に子どもを預かること
 - ・保育所、幼稚園まで子どもを送迎すること
 - ・子どもの軽度の病気や冠婚葬祭など臨時的、突発的に子どもを預かること
 - ・その他援助を必要とする時に子どもを預かること
- ※子どもの預かり場所は原則として会員の自宅となっています。

(★注4) **地域子育て支援センター事業**

小樽市には現在2か所に「地域子育て支援センター」が設置されています。

- ・奥沢保育所併設「げんき」
- ・赤岩保育所内設置「嵐の子」

子育て支援ボランティアの育成

手作りおもちゃの製作、絵本の読み聞かせや託児など子育て支援に関する活動を行うボランティアの育成を行います。

- 〈平成21年度〉 ◇「子育て支援ボランティア講座」の開催と子育てボランティアの登録
◇市が実施する各種子育て支援事業へ子育て支援ボランティアを派遣

〈後期計画〉 ◇事業の継続

その他育児支援に関すること

- 〈平成21年度〉 ◇子育て支援センターを一般開放し、ミニ事業等を実施
◇町内会館を活用することにより、子育て支援センターの保育士が地域に出向き、親子が気軽に参加し交流し合える場を開設し、ミニ事業、遊びや手作りおもちゃ制作の指導、育児相談を実施（「げんきがまちにやってくる！」）
◇「子育て講座」として、子育て支援センターなどで親のリフレッシュを目的とした手芸や講演会（託児あり）、親子リズム遊び等を実施（親子リズム遊びの土曜日開催を実施）
◇親子を対象に工作やゲームのコーナー、パネルシアターなどの催しを行う「ちびっこフェスティバル」を市内で開催
◇子育てや子の発達に不安を持つ親子等が、保育所の子もたちとの交流を通して、適切な子育てに取り組めるよう子育て支援センターで支援を実施

〈後期計画〉 ◇事業の継続と実施内容の充実

つどいの広場事業

乳幼児とその保護者を対象に「つどいの広場」を開設し、親と子が気軽に参加し交流し合える場を提供し、育児相談などを行います。

- 〈平成21年度〉 ◇乳幼児とその保護者を対象に、親子が気軽に参加し交流し合える場（わくわく広場）を朝里幼稚園敷地内の専用ログハウスに開設し、ミニ事業、講座、育児相談を実施
◇「つどいの広場事業」の類似事業として、銭函地区周辺のボランティアが中心となり、銭函市民センターにつどいの場（あそびの広場）を開設し、ミニ事業、育児相談を実施
◇小樽市高齢者懇談会「杜のつどい」が、親子が気軽に集える場「杜ひろランド」を市内中心部の産業会館に開設し、会員ボランティアと交流を図るとともに高齢者の持つ子育て経験を活用した育児相談などを実施

〈後期計画〉 ◇事業の継続

保育所・幼稚園での子育て相談

- 〈平成21年度〉 ◇日常の業務の中で、保護者からの各種相談に応じるとともに必要な情報提供を実施

〈後期計画〉 ◇事業の継続

【基本施策 イ 保育サービスの充実】

《具体的施策》

待機児童の解消

保育ニーズに合わせて、認可保育所の定員を見直します。

〈平成21年度〉 ◇認可保育所定員1,530人（3歳未満児定員 511人 3歳以上児定員 1,019人）

〈後期計画〉 ◇認可保育所の定員の見直し（3歳未満児～定員の増 3歳以上児～定員の減）

延長保育事業

保護者の就労形態の多様化に対応するため、保育時間を延長します。

〈平成21年度〉 ◇認可保育所7か所、認可外保育施設7か所

〈後期計画〉 ◇実施保育所の拡大

産休明け保育事業

就労と育児の両立というニーズに対応し、生後8週間～6カ月未満の児童を対象とする保育サービスを行います。

〈平成21年度〉 ◇認可保育所16か所、認可外保育施設5か所

〈後期計画〉 ◇定員の拡大

一時保育事業 (再掲) ◆23ページ参照

休日保育事業

日曜日・祝日勤務等に対応するため、休日保育サービスを行います。

〈平成21年度〉 ◇認可保育所1か所

〈後期計画〉 ◇実施保育所の拡大

障がい児保育

〈平成21年度〉 ◇ノーマライゼーションの促進と保護者のニーズに対応するため、障がい児保育を実施

〈後期計画〉 ◇事業の継続

保育所地域活動事業

保育所児童と地域のお年寄りとの世代間交流や地域の子どもの異年齢児交流、また、一般家庭の親子を対象に保育所開放を行います。 (★注5～7)

〈平成21年度〉 ◇認可保育所12か所で実施

〈後期計画〉 ◇事業の継続

保育施設の整備

〈平成21年度〉 ◇保育環境の改善や待機児解消・保育サービス向上のため、保育施設の整備を実施

〈後期計画〉 ◇事業の継続と充実

(★注5) 世代間交流事業

老人福祉施設等への訪問、あるいはこれらの施設や地域のお年寄りを招待し、劇、季節的行事、伝承遊び等を通じて世代間のふれあい活動を行います。

(★注6) 異年齢児交流事業

保育所を卒園した子どもや地域の子どものともに地域的行事、ハイキング等の共同活動を通じて、児童の社会性を養います。

(★注7) 保育所開放事業

一般家庭の親子を対象に、保育所児童との交流や育児相談などが気軽にできるように、保育所の開放を行います。

認可外保育施設支援事業

〈平成21年度〉 ◇地域の保育サービスの充実に積極的に取り組んでいる認可外保育施設への助成を
実施

〈後期計画〉 ◇事業の継続

保育サービス評価事業

保育サービス評価等の仕組みを導入し、効果的・効率的な保育サービスを行います。

〈平成21年度〉 ◇自己評価導入の検討

〈後期計画〉 ◇保育サービス評価事業の実施

【基本施策 ウ 子育て支援のネットワークづくり】**《具体的施策》****地域子育て支援センター事業** (再掲) ◆24～25ページ参照**子育てガイドブックの作成**

子育て家庭の情報誌として「子育てガイドブック」を作成し、母子健康手帳交付時や子どものいる転入家庭に配付するとともに、子育て支援センター等に常備します。

〈平成21年度〉 ◇「子育てガイドブック」を発行し、母子健康手帳交付時や子どものいる転入家庭に
配付(子育て支援センターや戸籍住民課窓口)に常備)

〈後期計画〉 ◇「子育てガイドブック」の更新と配付の継続

ホームページによる情報発信

〈平成21年度〉 ◇市のホームページに「子育てガイドブック」のほか各種子育て支援情報を掲載し最新情報を提供

〈後期計画〉 ◇事業の継続と内容の充実

【基本施策 エ 児童の健全育成】**《具体的施策》****子どもの居場所づくりの推進**

休日や放課後などに子どもが安全に安心して過ごせる「子どもの居場所」をつくり、遊びやスポーツ、体験学習など様々な学習機会を提供します。また、多くの子どもたちが参加できるよう情報提供を進めます。

地域子ども教室推進事業

土曜日の午前中、学校施設を利用し、地域のボランティアがスポーツや文化活動などの指導を行い、子どもが安心して活動できる場所と機会をつくります。

〈平成21年度〉 ◇小学校全27校で「地域子ども教室」を実施

・実施プログラム 子どもダンスうんどう、絵本読み聞かせ、詩吟、バドミントン
など

〈後期計画〉 ◇事業の継続と内容の充実

子ども情報誌「大すきおたる」発行事業

子どもを対象としたイベントをジャンル別にまとめ、情報の提供を行います。

- 〈平成21年度〉 ◇子どもを対象とした各種教室・講座、イベントを「スポーツ」「工作・実験・ものづくり」「自然観察・体験活動」「展覧会」などジャンル別にまとめた情報を提供
- 〈後期計画〉 ◇事業の継続と内容の充実

社会教育施設を活用した学習機会の提供

各社会教育施設の特徴を生かした教室・講座など子ども向けプログラムづくり、子どもたちが楽しく、気軽に参加できる場を提供します。また、学校と連携した出前講座を行います。

- 〈平成21年度〉 ◇図書館…「おはなしの会」「ブックスタート事業」等の実施 **(★注8)**
- ◇総合博物館…「ジュニア講座」等の実施
- ◇文学館・美術館…小学生向け「文学講座」「美術講座」等の実施
- ◇総合体育館…「トランポリン教室(春休み・夏休み)」「子ども体操教室」「バスケットボール教室」の実施
- ◇高島小学校温水プール…「水泳教室」の実施
- 〈後期計画〉 ◇事業の継続と充実

小樽市地域子供会育成連絡協議会との取組 **(★注9)**

遊びを通じての仲間づくりや子どもの社会性を育み、地域子供会リーダーを発掘するため、地域に根ざした活動や広域的な交流活動を行っている地域子供会への支援に努めます。

- 〈平成21年度〉 ◇小樽ライオンズクラブ「少年の船」の実施
- ◇体験交流研修(H23年度から実施予定)
- ◇シニアリーダーの会「しらかば」の養成
- ◇子供会体験農園の取組を実施
- ◇子ども会の交流会、子供会下の句かるた大会を開催
- ◇新年子ども会を開催
- 〈後期計画〉 ◇事業の継続と充実

(★注8) ブックスタート事業

NPO 法人絵本児童文学研究センターからの絵本の寄贈により、図書館の司書、保健師、地域子育て支援センター、地域のボランティアなどが連携・協力して、乳幼児への読み聞かせの方法などを説明しながら、保護者に絵本等を手渡す事業です。

(★注9) 小樽市地域子供会育成連絡協議会

市内における地域子供会活動の活発化や地域育成活動の向上を図ることを目的に、地域子供会育成組織(4ブロック・47組織)をもって構成・組織されています。

小樽市青少年センター運営協議会の取組 (★注10)

関係機関・団体で構成する「小樽市青少年センター運営協議会」を設置しており、青少年センターを拠点に、青少年非行の防止、有害環境の浄化、薬物等乱用防止対策など、地域ぐるみで青少年のためのより良い環境づくり対策を進めます。

- 〈平成21年度〉 ◇通常補導、特別補導など巡回補導を実施
 ◇有害環境浄化のための書店・コンビニエンスストア・ビデオレンタル店への立入調査を実施
 ◇ビデオ等健全育成視聴覚機材の貸出しを実施
 ◇各種研修会、「社会を明るくする運動」等啓発事業を実施
- 〈後期計画〉 ◇事業の継続と充実

家庭児童相談室の取組

- 〈平成21年度〉 ◇「家庭児童相談室」を青少年課から子育て支援課へ移し、専任の相談員が本人や家庭・学校などからの養育やいじめ・虐待など様々な相談に応じ、アドバイスや支援を実施
- 〈後期計画〉 ◇事業の継続、相談機能の充実及び他機関との連携強化

児童館での取組

- 〈平成21年度〉 ◇児童に健全な遊びの場を与え、豊かな情操を育てるため地域の実情にあった児童館の運営を推進
 ◇「塩谷児童センター」「いなきた児童館」「とみおか児童館」の効率的な運営を図るため、3館の運営業務を指定管理者に委託し、新規事業を実施するなど事業を充実
- 〈後期計画〉 ◇事業の継続と充実
 ◇児童館整備の検討

(★注10) **小樽市青少年センター運営協議会**

青少年非行の防止、有害環境の浄化、薬物等乱用防止対策などを目的とした合同活動により、青少年の健全な育成を図るため、家庭裁判所、警察署、民生児童委員協議会、保護司会、警察署少年補導員連絡協議会、更生保護女性会、PTA連合会、小・中学校生活指導委員会、高等学校校外生活指導連盟、行政等の関係機関・団体で組織されています。

基本方針（2）母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進

【基本施策 ア 子どもや母親の健康の確保】

《具体的施策》

妊婦・乳幼児健康診査事業

妊婦健康診査

- 〈平成21年度〉 ◇妊娠中の健康管理の向上と妊娠中の異常を早期に発見し、適切な指導、処置を実施
- 〈後期計画〉 ◇事業の継続

乳幼児健康診査（4か月児、10か月児）

- 〈平成21年度〉 ◇成長発達の著しい乳児期において、乳児の成長発達の確認と健康管理の向上を目指して実施
- 〈後期計画〉 ◇事業の継続

1歳6か月児健康診査

- 〈平成21年度〉 ◇幼児の健全な発達、発育を促すため、幼児期の身体発育、精神発達及び疾病の有無についての健診と歯科健診を実施
- 〈後期計画〉 ◇事業の継続

3歳児健康診査

- 〈平成21年度〉 ◇幼児の健全な発達、発育を促すため、幼児期において身体的及び精神発達の面からも最も重要な時期に多角的な総合健診を実施
- 〈後期計画〉 ◇事業の継続

歯科健診・フッ化物塗布事業等

歯科健診・フッ化物塗布事業

- 〈平成21年度〉 ◇子どもの歯科疾患の予防・早期発見のため、保健所において歯科健診を定期的に行うとともに、保育施設や児童福祉施設に出向いても実施
- 〈後期計画〉 ◇事業の継続

保育施設巡回健康教育事業

- 〈平成21年度〉 ◇児童の口腔衛生（歯みがきなど）に関する意識の啓発のため、歯科保健に関する話と歯みがき指導を実施
- 〈後期計画〉 ◇事業の継続

母子訪問指導事業（再掲）◆23ページ参照

妊産婦、乳幼児健康教育、健康相談事業等

子どもの健やかな成長・発達を育むため、妊娠中から育児期の継続した健康教育、健康相談の場を通し育児支援を図ります。

総合健康相談

- 〈平成21年度〉 ◇妊娠中から育児期を通して、乳幼児の疾病を早期に発見し、適切な治療に結びつけるとともに、適切な成長・発達ができるように総合的な相談を実施
- 〈後期計画〉 ◇事業の継続

まちかど子ども健康相談（カンガルークラブ）

〈平成21年度〉 ◇地域において、保護者が気軽に育児や自分自身の悩みを相談し、地域との交流を図ることを目的に健康相談を実施

〈後期計画〉 ◇事業の継続

母親・両親教室

〈平成21年度〉 ◇妊娠期にある母親及びその家族に対し、妊娠出産育児に関する知識を習得させ、健全な母性及び父性の育成を目指して実施

〈後期計画〉 ◇事業の継続

幼児教室（やんちゃクラブ）

〈平成21年度〉 ◇言語面・精神面及び社会性において、経過観察が必要な子どもや親子関係・養育環境等で支援が必要な母子に対して集団・個別支援を実施

〈後期計画〉 ◇事業の継続

発達相談

〈平成21年度〉 ◇言語・社会性・母子関係について、適切な助言指導を行い健全な成長発達を促すことを目的に個別相談を実施

〈後期計画〉 ◇事業の継続

テレフォン育児悩みごと相談

〈平成21年度〉 ◇育児やしつけなど、気軽に相談できるよう電話相談を実施

〈後期計画〉 ◇事業の継続

各種予防接種事業

子どもは感染症から体を守る免疫力が大人のように十分備わっていないため、様々な感染症にかかります。個人の感染予防とともに集団生活の場における流行を防止するため、予防接種の重要性を広く周知し、接種率の維持・向上に努めます。

〈平成21年度〉 ◇法定予防接種であるポリオワクチンは、保健所で集団接種を、三種混合（百日咳、ジフテリア、破傷風）・二種混合（ジフテリア、破傷風）・麻しん・風しん、BCGは市内医療機関で個別接種を行います。また、国の事業として実施している新型インフルエンザワクチンについては、接種を行う医療機関を確保するとともに、市民に対し、接種時期、医療機関名等を周知します。

〈後期計画〉 ◇法定予防接種の継続

助産施設運営費負担金

〈平成21年度〉 ◇生活保護世帯や低所得世帯に対し、指定助産施設での出産費用の助成を実施

（★注11）

〈後期計画〉 ◇事業の継続

（★注11） 指定助産施設

医療法の病院又は助産所である助産施設であり、市内では第1種助産施設として、市立小樽病院、協会病院及び済生会小樽病院が認可されています。※市立小樽病院、済生会小樽病院は助産を休止中

【基本施策 イ 食育の推進】

《具体的施策》

健康づくりのための栄養改善事業

- 〈平成21年度〉 ◇乳幼児健康診査、母親・両親教室、総合健康相談、まちかど子ども健康相談等で、妊産婦、乳幼児及び学童児の望ましい食習慣のための情報を提供
- 〈後期計画〉 ◇事業の継続

地区組織活動の支援

- 〈平成21年度〉 ◇小樽食生活改善協議会の推進員を中心として、食育ボランティアの地区組織活動の支援やネットワークの強化の促進 （★注12）
- 〈後期計画〉 ◇支援の継続とネットワークの充実

離乳食講習会

- 〈平成21年度〉 ◇乳児期の離乳食の進め方や口腔機能の発達を促す食育支援を行います。
- 〈後期計画〉 ◇事業の継続と内容の充実

学校給食内容充実事業

- 〈平成21年度〉 ◇子どもの食に関する自己管理能力を育むため、セレクトメニューの導入を実施
- 〈後期計画〉 ◇事業の継続と拡大及びバイキング方式導入の検討

食育推進事業

- 〈平成21年度〉 ◇児童・生徒の望ましい食生活の形成につながる学校給食を通じた食育の推進、「学校給食だより」の発行や保護者を対象とした給食試食会や食育講座の開催
- 〈後期計画〉 ◇事業の継続

【基本施策 ウ 思春期保健対策の充実】

《具体的施策》

思春期保健相談事業

- 〈平成21年度〉 ◇思春期における性的問題や心と身体の変化や悩みなどに関し、思春期の子どもや家族などの心身の安定を図るため、専門の相談窓口を設け電話や来所による相談を実施
- 〈後期計画〉 ◇事業の継続

思春期健康保健教育

- 〈平成21年度〉 ◇小・中学校や高等学校と連携し、喫煙や薬物、性や性感染症予防に関する正しい知識の普及等を図るため、医師等が健康保健教育を実施
- 〈後期計画〉 ◇事業の継続

（★注12） 小樽食生活改善協議会

食生活改善を進めるものの相互の連絡と理解を深め、その活動の振興を図ることにより、栄養及び食生活改善の効果を高め、市民の健康増進・体力づくりに寄与することを目的に組織されています。

小・中学校での取組

性教育の充実

- 〈平成21年度〉 ◇「研究資料」の発行、授業実践交流を実施、講演会を実施
- 〈後期計画〉 ◇性教育に関する研修の充実、授業実践交流の継続

健康教育の推進

- 〈平成21年度〉 ◇「研究資料」の発行、薬物乱用防止教室実施の啓発
- 〈後期計画〉 ◇健康教育に関する研修の充実、関係機関との連携の充実

【基本施策 エ 小児医療の充実】

《具体的施策》

乳幼児等への医療助成事業

乳幼児等医療助成費

- 〈平成21年度〉 ◇乳幼児等の健康の増進と保持を図ることを目的に、その家庭の負担を軽減するため、医療費の一部を助成
- 〈後期計画〉 ◇事業の継続

小児慢性特定疾患治療対策

- 〈平成21年度〉 ◇慢性特定疾患児の医療費負担を軽減するため、医療費を給付
- 〈後期計画〉 ◇事業の継続

未熟児養育医療事業

- 〈平成21年度〉 ◇指定養育医療機関で未熟児が入院治療を受ける際に、医療費負担を軽減するため、自己負担額の公費負担を実施
- 〈後期計画〉 ◇事業の継続

身体障害児育成医療事業

- 〈平成21年度〉 ◇指定医療機関で身体に障がいのある子どもに対して、生活機能を取り戻すために必要な医療費を給付
- 〈後期計画〉 ◇事業の継続

小児救急医療体制の整備

- 〈平成21年度〉 ◇二次医療圏を単位として、地域の小児科を有する病院が休日における二次医療・救急に対応
- 〈後期計画〉 ◇事業の継続

基本方針（3）子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

【基本施策 ア 次代の親の育成】

《具体的施策》

小・中学校、高等学校と幼稚園・保育園との交流

小・中学校での取組

- 〈平成21年度〉 ◇幼稚園児・保育園児と小・中学校児童生徒との学校行事や日常での相互交流を実施
- ◇幼稚園児・保育園児の学校授業参観を実施
- 〈後期計画〉 ◇事業の継続と拡大

インターンシップ等を活用した交流促進 （★注13）

- 〈平成21年度〉 ◇高校生のインターンシップやボランティア活動の場として幼稚園、保育所、児童福祉施設が活用されており、こうした機会を利用した高校生と乳幼児との交流を実施
- 〈後期計画〉 ◇事業の継続

保育所地域活動事業 （再掲）◆26ページ参照

【基本施策 イ 子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備】

《具体的施策》

(7) 確かな学力の向上

子どもたちが社会の変化の中で主体的に生きていくことができるよう、知識・技能はもとより、学ぶ意欲、思考力、表現力、問題解決能力など確かな学力を身につけさせるため、子ども一人一人に応じたきめ細かな指導の充実を進めます。

指導方法の向上

- 〈平成21年度〉 ◇補足的・発展的学習や習熟度別学習等の実施
- ◇教育機器の活用及び指導方法の工夫改善
- ◇ALT（外国語指導助手）を活用した外国語・国際理解教育の推進 （★注14）
- ◇学力テスト等による学力の状況把握、指導と評価の改善
- ◇「研究資料」や「手引」の発行、研修会の実施、授業交流会の実施
- 〈後期計画〉 ◇事業の継続と充実

教員の指導力の向上

- 〈平成21年度〉 ◇研修会の実施、「研究資料」の発行
- ◇小学校教育との円滑な接続のため保育所児童の就学に際し子どもの育ちを支えるための資料等により情報の共有を実施
- 〈後期計画〉 ◇事業の継続と充実
- ◇連携の強化と充実

（★注13） インターンシップ

産業界の職場体験を通じて、職業意識や勤労観を身につけるとともに、自己の進路選択に主体的に取り組むことを目的に高等学校等において実施されています。

（★注14） ALT

外国語教育の充実を図るため、語学指導を行う外国青年招致事業（JET）により招致された外国語指導助手を示します。

(イ) 豊かな心の育成

子どもの豊かな心を育むため、指導方法や指導体制の工夫改善等を進め、子どもたちの心に響く道徳教育の充実を図るとともに、地域と学校との連携・協力による多様な体験活動の推進を図ります。

また、いじめ、少年非行等の問題行動や不登校に対応するため、専門的な相談体制の強化、学校、家庭、地域及び関係機関とのネットワークの充実を図ります。

心の教育の充実

- 〈平成21年度〉 ◇道徳教育の全体計画の整備
学級の指導計画（整備中）
◇「研究資料」の発行、心のノートの活用を指導
◇体験的な活動等との関連を図った道徳の時間の指導の充実
- 〈後期計画〉 ◇事業の継続と充実

体験的学習の充実

- 〈平成21年度〉 ◇社会福祉施設との交流、清掃活動等を通じた社会体験学習の推進
◇おたる自然の村等の活用による自然体験学習の推進
◇国際感覚を育てることを目的とした姉妹(友好)都市間の少年少女使節団交流
- 〈後期計画〉 ◇事業の継続と充実

教育相談体制の充実

- 〈平成21年度〉 ◇子どもの臨床心理に関して専門的な知識及び経験を有する者で、子どもが抱える悩みや不安等の解消やいじめ・不登校などの生徒指導上の課題の未然防止や改善を図ることを目的に学校及び市教委にスクールカウンセラーを配置 (★注15)
◇相談窓口の一本化と市民への周知、他機関との連携
- 〈後期計画〉 ◇事業の継続と相談機能の充実

家庭児童相談室の取組 (再掲) ◆29ページ参照

(ロ) 健やかな体の育成

子どもたちが生涯にわたって積極的にスポーツに親しむ習慣、意欲や能力を育成するため、体育の授業を充実させるとともに、運動部活動への外部指導者の活用など、学校におけるスポーツ環境の充実を図ります。

また、子どもたちに、生涯にわたる心身の健康の保持増進に必要な知識や適切な生活習慣等を身につけさせるため、健康教育の推進を図ります。

体育授業の充実

- 〈平成21年度〉 ◇研究授業の公開、研究資料の発行、充実及び新体力テストの実施の検討
- 〈後期計画〉 ◇事業の継続と充実及び新体力テストの実施の検討

運動部活動の充実(中学校)

- 〈平成21年度〉 ◇運動部活動への地域の指導者の活用
- 〈後期計画〉 ◇取組の継続

(★注15) スクールカウンセラー

子どもの臨床心理に関して専門的な知識及び経験を有する者で、子どもが抱えるストレスの解消やいじめ・不登校などの生徒指導上の課題の未然防止や改善を図ることを目的に学校に配置されています。

就学時・定期健康診断の充実

〈平成21年度〉 ◇就学時健康診断、定期健康診断による疾病等の早期発見、早期治療

◇検診結果の家庭通知による学校と家庭が連携した健康教育の推進

〈後期計画〉 ◇事業の継続と医師会、歯科医師会、学校薬剤師会等関係機関との連携

健康教育の推進 (再掲) ◆33ページ参照

(I) 信頼される学校づくり

学校評議員制度の活用、教職員の自己評価や研修などによる教員の資質向上に努め、信頼される学校づくりを進めます。

また、子どもたちに安全で豊かな学校環境を提供するため、学校施設の整備や安全管理に関する取組の充実を図ります。

信頼に応える学校づくり

〈平成21年度〉 ◇学校評議員の設置、活用による開かれた学校づくり、地域に根ざした特色ある学校づくり (★注16)

◇外部人材等を活用した教育活動の充実

◇学校の教育目標・教育方針等のホームページへの掲載

◇教員の自己評価と学校運営の外部評価の実施

〈後期計画〉 ◇取組の継続と評価の公開

危機管理体制の取組

〈平成21年度〉 ◇危機管理マニュアルの作成及び防犯訓練の実施、資料の作成配布

◇通学路の安全点検及び通学路安全マップの作成

〈後期計画〉 ◇取組の継続と充実

学校施設の整備

学校施設の耐震化整備、学校施設の改修整備

〈平成21年度〉 ◇学校施設の耐震化整備(耐震診断・実施設計・耐震補強工事)

◇学校施設の改修整備

〈後期計画〉 ◇事業の継続

(II) 幼児教育の充実

幼稚園の教育活動や教育環境の充実のほか幼稚園における子育て支援の充実を図ります。

また、幼稚園と学校との連携を進めます。

幼稚園教育の充実

〈平成21年度〉 ◇各幼稚園で特色あるカリキュラムの編制

〈後期計画〉 ◇事業の継続

私学(幼稚園) 振興補助金の交付

〈平成21年度〉 ◇学校法人が運営する幼稚園に対し幼稚園教育の充実のため補助金の交付

〈後期計画〉 ◇事業の継続

(★注16) 学校評議員制度

開かれた学校づくりを目指すため、学校長の求めに応じ、学校の運営全般について、保護者や地域の方々の意見を幅広く聴く制度です。

幼稚園就園奨励費補助金の交付

- 〈平成21年度〉 ◇保護者の負担軽減を図るため保育料の減免を行う幼稚園に対し補助金の交付
 〈後期計画〉 ◇事業の継続

幼稚園障害児指導費補助金の交付

- 〈平成21年度〉 ◇ノーマライゼーションの理念のもと障がい児受け入れに取り組んでいる幼稚園に対し補助金の交付
 〈後期計画〉 ◇実施の継続

【基本施策 ウ 家庭や地域の教育力の向上】**《具体的施策》****PTA活動の推進**

地域における教育力の向上には、学校・家庭・地域がそれぞれの役割を担い、互いに連携・協力していく必要があります。PTAは、その中心的役割を担うものとして地域に根ざした活動の促進を図ります。

- 〈平成21年度〉 ◇地域や学校と連携した文化・スポーツ・ボランティア活動の実施
 ◇研究大会、ブロック研究会等各種研修会の開催
 ◇「子ども110番の家」など子どもの安全を守る取組
 ◇単P広報誌や市P連だよりの発行
 ◇社明運動参加協力、街頭補導、地域の祭典補導などの実施
 〈後期計画〉 ◇事業の継続と充実

子どもの居場所づくりの推進 (再掲) ◆27ページ参照**小樽市地域子供会育成連絡協議会との取組** (再掲) ◆28ページ参照**スポーツ少年団の取組**

からだところの健全育成にスポーツの役割は大切です。スポーツを通してルールを守り、お互いが協力し合うことは、子どもの社会性や協調性を育みます。スポーツ少年団活動は、地域の教育力の向上や子どもの健全育成に大きな役割を果たしています。

- 〈平成21年度〉 ◇スポーツ少年団の現状 9種目22団体 登録団員410名
 〈後期計画〉 ◇事業の継続と拡大

総合型地域スポーツクラブの設立

種目、年代・年齢、技術レベルなどの多様性を持ち、日常的に活動の拠点となる施設を中心に、会員である地域住民個々人のニーズに応じた活動が質の高い指導者のもとに行えるスポーツクラブの創設を推進します。

- 〈平成21年度〉 ◇総合型地域スポーツクラブ創設に向け、設立準備委員会の開催や、広報・調査活動、スポーツ教室などの実施
 〈後期計画〉 ◇マスタープランの作成
 ◇総合型地域スポーツクラブの設立

基本方針（4）子育てを支援する生活環境の整備

【基本施策 ア 良質な住宅の確保】

《具体的施策》

公営住宅でのファミリー向け住戸の供給

広くゆとりのある、ファミリー向け住戸を有する良質な公営住宅の建設・誘致を進めます。

- 〈平成21年度〉 ◇市営オタモイ住宅3・4号棟の建設（全90戸）
◇市営若竹住宅の改修（全40戸）
- 〈後期計画〉 ◇市営オタモイ住宅3号棟 全45戸のうち 3LDK 4戸
◇市営オタモイ住宅4号棟 全45戸のうち 3LDK 4戸
◇市営若竹住宅2号棟 全40戸のうち 3LDK 10戸

住宅の情報提供や相談機能の充実

公営・民間住宅についての情報提供方策の検討と仕組みづくりを進めるとともに、市の住宅相談窓口の一本化等による、相談機能の充実を図ります。

- 〈平成21年度〉 ◇「小樽市住宅マスタープラン」に基づく情報提供の仕組みづくりの推進
◇住宅相談機能の充実
- 〈後期計画〉 ◇事業の継続

【基本施策 イ 良好な居住環境の確保】

《具体的施策》

安心して利用できる広場の整備

市営住宅の建設に伴い、子どもからお年寄りまで安心して利用できる広場の整備を行います。

- 〈平成21年度〉 ◇市営住宅の建設に伴い、子どもからお年寄りまで安心して利用できる広場の整備を実施
- 〈後期計画〉 ◇事業の継続

シックハウス対策（★注17）

市営住宅、学校、保育所などの公共施設の新設又は改修時のシックハウス対策を実施します。また、これらの既存公共施設での室内空気環境の維持に努めるなどシックハウス対策を進めます。

- 〈平成21年度〉 ◇公共施設新設・改修時の実施、既存公共施設でのシックハウス対策の実施
- 〈後期計画〉 ◇事業の継続

（★注17） シックハウス

住宅やビルなどにおいて、化学物質を拡散する建材・内装材の使用等による室内空気汚染をいいます。汚染の原因はホルムアルデヒド等の化学物質に限らず、ダニ、真菌、たばこの煙など建築資材以外の物質も関与しているといわれています。このシックハウスにより生じる、めまい、頭痛、倦怠感などの体調不良をシックハウス症候群といいます。

【基本施策 ウ 安全な道路交通環境及び安心して利用できる公共施設の整備】

《具体的施策》

交通安全施設の整備

- 〈平成21年度〉 ◇道路標識、カーブミラー、区画線、ガードレールなどの交通安全施設の設置・補修
 〈後期計画〉 ◇事業の継続

信号機、横断歩道等の設置

- 〈平成21年度〉 ◇小中学校、PTA、町内会など地域住民からの信号機、横断歩道などの設置要望等を踏まえ、小樽警察署へ要望・要請を実施
 〈後期計画〉 ◇事業の継続

小樽公園の再整備

小樽公園再整備計画を策定し、この計画に基づき施設の更新やバリアフリー化を視野に入れ小樽公園の再整備を進めます。

- 〈平成21年度〉 ◇こどもの国ゾーンに「空の遊びの回廊」（大型遊具）、「大地の遊びの回廊」（大型遊具）、迷路、幼児遊具、多目的広場等の整備を実施
 〈後期計画〉 ◇平成21年度から休止している小樽公園の再整備について、平成25年度から再開し、施設の更新やバリアフリー化を進める。

公園施設のバリアフリー化

公園利用者に配慮し、トイレ、駐車場、園路等の公園施設のバリアフリー化を進めます。

- 〈平成21年度〉 ◇未実施
 〈後期計画〉 ◇計画的かつ段階的にトイレや駐車場等の公園施設のバリアフリー化を進める。

公園施設の更新

子どもなどが安全に安心して公園施設を利用してもらうために、耐用年数が過ぎ老朽化している遊具等の公園施設について長寿命化計画を策定し、段階的に公園施設の更新を進めます。

- 〈平成21年度〉 ◇街区公園、近隣公園を中心に22基の遊具の更新を実施。また、老朽化した照明灯50灯を省エネルギー型照明灯に更新
 〈後期計画〉 ◇新たに策定する公園施設の長寿命化計画に基づき、老朽化した遊具等の公園施設の更新を段階的に行う。

公共施設のバリアフリー化、授乳室・トイレ等の整備

- 〈平成21年度〉 ◇公共施設の新設又は改修時において、バリアフリー新法等に基づくバリアフリー化や利用目的に対応した授乳室・トイレ等子育て世帯に配慮した整備を推進
 〈後期計画〉 ◇公共施設の新設又は改修時の整備促進

街路灯整備助成金

- 〈平成21年度〉 ◇通学路等道路における防犯と交通の安全を図るため、街路灯の設置、改良及び維持管理を行う町内会等の団体に対して助成金を交付
 〈後期計画〉 ◇事業の継続

基本方針（5）職業生活と家庭生活との両立の推進

【基本施策 ア 多様な働き方の実現と働きやすい環境づくりの整備】

《具体的施策》

企業への啓発

〈平成21年度〉 ◇「労働実態調査」で育児休暇実施状況を把握し、育児休業関連資料により市内企業への啓発を促進

〈後期計画〉 ◇事業の継続

男女平等参画情報誌の発行

〈平成21年度〉 ◇男女が抱える様々な問題について、共に考え、行動するきっかけをつくり、市民一人一人に男女平等参画の意識が高められる情報を提供するため、男女平等参画情報誌「ばるねっと」を発行

〈後期計画〉 ◇事業の継続

男女平等参画セミナーの開催

〈平成21年度〉 ◇社会のあらゆる分野において男女が対等なパートナーとして参画できる社会の実現を目指して、これにかかわる学習をすることを目的に「男女平等参画セミナー」を開催

〈後期計画〉 ◇事業の継続

男女参加型講座の開催

〈平成21年度〉 ◇従来の男女の固定的な役割分担をなくするため、「男性の料理教室」などの講座を開催し、ワークライフバランスを促進

〈後期計画〉 ◇事業の継続

男女平等参画推進講演会の開催

〈平成21年度〉 ◇男女平等参画社会の実現に向けて解決すべき課題を広く問題提起し、市民のみならずと共に取り組むことを目的に開催

〈後期計画〉 ◇事業の継続

小・中学校での取組

〈平成21年度〉 ◇男女平等の視点に立った学校行事の運営や児童・生徒会活動の促進
◇性別にとられず、児童生徒の個性を尊重する教育・進路指導の充実
◇男女平等の視点に立った教員向け指導資料の作成

〈後期計画〉 ◇取組の継続と充実

【基本施策 イ 仕事と子育ての両立の推進】

《具体的施策》

一時保育事業 (再掲) ◆2ページ参照

放課後児童健全育成事業 (再掲) ◆23ページ参照

幼稚園の保育サービス (再掲) ◆23ページ参照

ファミリーサポートセンター事業 (再掲) ◆24ページ参照

病児・病後児保育 (再掲) ◆24ページ参照

待機児童の解消 (再掲) ◆26ページ参照

延長保育事業 (再掲) ◆26ページ参照

産休明け保育事業 (再掲) ◆26ページ参照

休日保育事業 (再掲) ◆26ページ参照

障がい児保育 (再掲) ◆26ページ参照

認可外保育施設支援事業 (再掲) ◆27ページ参照

企業への啓発 (再掲) ◆40ページ参照

男女平等参画情報誌の発行 (再掲) ◆40ページ参照

基本方針（6）子どもたちの安全の確保

【基本施策 ア 子どもたちを交通事故から守るための活動の推進】

《具体的施策》

交通安全指導・啓発の取組

〈平成21年度〉 ◇小樽市交通安全運動推進委員会による関係機関の連携と啓発運動の実施

（★注18）

◇地域や学校と連携した「交通安全教室」「自転車教室」の開催

◇通学路の安全対策と交通安全指導員の配置

交通安全奉仕員による地域での交通安全運動の推進と普及

◇シートベルト、チャイルドシートの普及啓発活動

〈後期計画〉 ◇事業の継続と充実

交通安全施設の整備 （再掲）◆39ページ参照

信身機・横断歩道等の設置 （再掲）◆39ページ参照

街路灯整備助成金 （再掲）◆39ページ参照

【基本施策 イ 子どもたちを犯罪等の被害から守るための活動の推進】

《具体的施策》

犯罪等の被害から守るための取組

〈平成21年度〉 ◇PTAが進める「子ども110番の家」についての支援

◇小中学生への防犯ブザーの貸与や学校での通学指導や防犯講習の実施による防犯意識の啓発

◇学校や地域への犯罪等に関する情報の提供

◇ボランティアによる登下校時の防犯パトロールの実施

〈後期計画〉 ◇事業の継続と充実

家庭児童相談室の取組 （再掲）◆29ページ参照

教育相談体制の充実 （再掲）◆35ページ参照

危機管理体制の取組 （再掲）◆36ページ参照

（★注18） 小樽市交通安全運動推進委員会

交通道徳の向上を図り、交通事故を防止するための市民運動を企画推進し、小樽市を真に明るい交通安全都市とすることを目的に、交通安全に関係のある団体の代表者を中心に組織されています。

基本方針（7）要保護児童への対応などきめ細かな取組の推進

【基本施策 ア 児童虐待防止対策の充実】

《具体的施策》

児童虐待防止対策の推進

小樽市要保護児童対策地域協議会の設置・運営（★注19）

〈平成21年度〉 ◇児童虐待の予防や早期発見・早期解決のため、関係団体による「小樽市要保護児童対策地域協議会」を開催し、連携と相互協力による支援対策を推進

〈後期計画〉 ◇事業の継続と充実

◇児童福祉法、児童虐待防止法改正による虐待防止体制の強化と充実

ネットワーク（ケース）会議の開催

〈平成21年度〉 ◇虐待事例ごとに学校、保育所、幼稚園、保健所、民生児童委員、児童相談所など、関係者によるネットワーク（ケース検討）会議を開催し、児童に関する情報交換を通して、援助体制について検討し、相談・支援・保護等適切な対応を実施

〈後期計画〉 ◇事業の継続と充実

研修、広報・啓発活動の実施

〈平成21年度〉 ◇虐待防止のためのセミナー、研修の開催、各種啓発資料の配付

◇「児童の権利に関する条約」の広報・啓発活動を推進

〈後期計画〉 ◇事業の継続と充実

児童虐待予防の取組

少子化や核家族化の進行により、隣近所とのかわりが薄れ、子育て経験者からのアドバイスを受ける機会が少なくなりました。子育て家庭の育児の孤立化が進み、育児やしつけ・子どもの成長に関する不安などが虐待につながる場合もあります。

学校、幼稚園、保育所、保健所など子どもと直接かかわる場や各種相談窓口など、育児相談機能の充実を図ります。

〈平成21年度〉 ◇学校、幼稚園、保育所、保健所など子どもと直接かかわる機関や各種相談窓口などにおける育児相談機能の充実、教員向け啓発資料の配付、児童生徒向け啓発資料の配付

・**地域子育て支援センター事業**（再掲）◆24～25ページ参照

・**家庭児童相談室の取組**（再掲）◆29ページ参照

・**妊産婦、乳幼児健康教育、健康相談事業等**（再掲）◆30～31ページ参照

・**思春期保健相談事業**（再掲）◆32ページ参照

・**教育相談体制の充実**（再掲）◆35ページ参照

（★注19） **小樽市要保護児童対策地域協議会**

児童の虐待を防止するため、効果的かつ適正な体制づくりに向けて、児童相談所、警察署、家庭裁判所、弁護士会、法務局、人権擁護委員協議会、医師会、民生児童委員協議会、総連合町会、民間保育協議会、保育士会、私立幼稚園協会、PTA連合会、小中学校長会、市の関係各課により構成されています。

【基本施策 イ 母子家庭などひとり親家庭等の自立支援の推進】

《具体的施策》

自立支援事業の推進

母子自立支援員設置事業

〈平成21年度〉 ◇母子自立支援員を配属し、母子家庭等の相談・自立支援体制の充実と自立への情報を提供

〈後期計画〉 ◇事業の継続

母子寡婦福祉会活動の支援

〈平成21年度〉 ◇母子寡婦福祉の充実のため、会の運営活動に対して補助し、母子家庭及び寡婦に対して精神的安定と生活向上のため、その自立に必要な援助を実施

〈後期計画〉 ◇支援の継続

母子家庭自立支援給付金支給事業

〈平成21年度〉 ◇母子家庭の母の安定雇用に必要な資格・免許取得、常用雇用促進のため、「自立支援教育訓練給付金」「高等職業訓練促進給付金」の給付事業を実施

〈後期計画〉 ◇支援の継続

生活支援事業の推進

母子福祉資金貸付事業

〈平成21年度〉 ◇経済的な自立や子どもの就学などで資金が必要となった場合に、生活相談・資金貸付の受付を実施

〈後期計画〉 ◇事業の継続

災害遺児手当の支給

〈平成21年度〉 ◇交通事故その他の不慮の災害により生計の中心となる者を失った子どもの養育費等の負担軽減を図るため、養育者に対し災害遺児手当を支給

〈後期計画〉 ◇支給の継続

児童扶養手当の支給

〈平成21年度〉 ◇母子家庭等の生活の安定と援助のため、児童扶養手当を支給

〈後期計画〉 ◇事業の継続

母子生活支援施設の利用促進 (★注20)

〈平成21年度〉 ◇母子家庭等の自立と親や子どもの精神的安定を図るため、母子が一緒に入所できる母子生活支援施設の利用を促進

〈後期計画〉 ◇事業の継続

ひとり親家庭等医療助成事業

〈平成21年度〉 ◇ひとり親家庭等の健康の増進と保持を目的とし、その負担を軽減するため、医療費の一部を助成

〈後期計画〉 ◇事業の継続

(★注20) 母子生活支援施設

住居の提供とともに、施設長・母子指導員・少年指導員・嘱託医等が専門の立場で母子等の自立を援助する施設です。
※小樽には「相愛の里」があります。

【基本施策 ウ 障がい児施策の充実】

《具体的施策》

こども発達支援センター事業

「こども発達支援センター」を子どもの発達にかかわる総合的支援センターとし、心身の発達に心配のある子どもの相談や療育を行います。また、保健所や医療機関などと連携しながら、障がいの早期発見と早期療育の充実に努めます。

- 〈平成21年度〉 ◇「こども発達支援センター」を子どもの発達にかかわる総合的支援センターとし、心身の発達に心配のある子どもの発達支援を実施
- ◇子どもの発達に心配を持つ保護者への相談や発達評価を実施
- ◇「小樽市障害児早期療育指導委員会」「こども相談室」の開催 (★注21)
- ◇児童相談所と連携した「巡回児童相談」の開催
- ◇心身に障がいのある子どもを指導する幼稚園、保育所、学校等の現場担当者を対象とした「小樽市障害児早期療育セミナー」の開催
- ◇他の施設・機関への紹介と連携
- ◇保育所・幼稚園を訪問し、保育や療育に関する具体的な支援方法を助言

〈後期計画〉 ◇事業の継続と充実

放課後児童健全育成事業 (再掲) ◆23ページ参照**障がい児保育** (再掲) ◆26ページ参照**他の障がい児福祉施設・事業との連携**

市内には、福祉法人や民間が運営する障がい児福祉施設・事業があります。各施設の事業、サービス内容についての情報提供や利用者のニーズに応じた施設紹介を進めます。

- 〈平成21年度〉 ◇福祉法人や民間が運営する児童福祉施設・事業のサービス内容の情報提供、利用者ニーズに応じた施設紹介の実施

〈後期計画〉 ◇連携の強化

小樽市就学指導委員会の取組 (★注22)

- 〈平成21年度〉 ◇教育上特別な配慮を要する新入学児童の心身の障害の種類、程度等について調査し、望ましい教育支援のあり方について審議

〈後期計画〉 ◇取組の継続

小樽市こども支援部会の取組

- 〈平成21年度〉 ◇市立小中学校からの申し出に応じて、在籍児童生徒のLD等の障害などを調査し、望ましい教育支援のあり方について審議

〈後期計画〉 ◇取組の継続

(★注21) 小樽市障害児早期療育指導委員会

心身に障がいのある子どもに関し、早期療育の総合計画の策定、推進及び総合調整や療育に関する指導及び助言について審議を行い、適正な療育指導を行うことを目的に各分野の専門の委員等により構成されています。

(★注22) 小樽市就学指導委員会

小樽市の小学校及び中学校の児童・生徒並びに就学予定児童のうち、心身に障がいがあると思われる子どもの適正な就学を図るため、各分野の専門の委員等により構成されています。

生活支援事業の推進

障害児福祉手当

〈平成21年度〉 ◇日常生活で常時介護を必要とする20歳未満の在宅重度障がい児に対して障害児福祉手当を支給

〈後期計画〉 ◇事業の継続

特別児童扶養手当

〈平成21年度〉 ◇20歳未満の障がい児を監護、療育している方に特別児童扶養手当を支給

〈後期計画〉 ◇事業の継続

重度心身障害者医療助成事業

〈平成21年度〉 ◇重度心身障がい者（児童を含む）の健康の増進と保持を目的とし、その負担を軽減するため、医療費の一部を助成

〈後期計画〉 ◇事業の継続

補装具・日常生活用具・自助具の給付・修理

〈平成21年度〉 ◇日常生活や活動を容易にするために必要な各種用具等の給付・修理を実施

〈後期計画〉 ◇事業の継続

